



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | ドイツ社会民主学の「農業論争」に関する若干の考察                                                          |
| Author(s)        | 河西, 勝                                                                             |
| Citation         | 北海道大學 經濟學研究, 23(1), 41-77                                                         |
| Issue Date       | 1973-03                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/31255">https://hdl.handle.net/2115/31255</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 23(1)_P41-77.pdf                                                                  |



## &lt;研究ノート&gt;

ドイツ社会民主党の「農業論争」に関する  
若干の考察

河 西 勝

## は じ め に

1890年代をピークとして、ドイツを中心に国際的な規模で展開された社会民主主義の農業問題をめぐる論争は、マルクス経済学に解決されるべき課題として何を残したであろうか。われわれがここで取上げた H.G. レーマンの著書『ドイツ及び国際社会民主主義の理論と実践における農業問題——マルクス主義から修正主義およびボルシェヴィズムへ』<sup>1)</sup>は、「その学説が特権的に扱われ、それに対して、その政治的活動、その経験的社会的関連がおろそかにされてきた」(XIV頁)従来のマルクス主義に関する研究の一般的欠陥を是正すべく、その農業理論を実践に関連させて、この農業論争の現実的展開を詳細に吟味したことによって、われわれにそのような問題を改めて考えさせるに足るものがある。

わが国でもそれはマルクス主義の「農業論争」としてしばしば議論されてきたのであるが、農民層両極分解傾向の逆転ないし変質に関するそのいわゆる修正主義論争の側面が主に論じられ、ここでも「その学説が特権的に扱われ」る傾向を免れなかった。だが、農民保護要求の是非というかたちでマルクス主義に提起された当時の農業問題を農民層分解のいわゆる「中農標準化傾向」の問題に還元し、この論争の止揚をドイツの後進国性と金融資本の支配的成立の確認をもって達成しつつ、翻って「農民保護政策」の歴史的必然性やマルクス主義の「農業政策」ないし「労農同盟」についても解明の方向を打ち出し得るとする見地<sup>2)</sup>は、これが画期的な方法的前進をもたらしたことは確かであるとしても、はたしてマルクス主義にとって農業問題を理論的に

十全に解決するものといえるかどうかはなお検討の余地がある。なぜなら、後で明らかにするように、農民層分解の問題自体がこの農業論争の全展開のなかでいかなる意義をもつかを明確化しないことは——論争当事者についてもそうであるが——そもそもわれわれは農業問題としていかなる問題を解決すべきかという根本的課題を曖昧にすることになっていると思われるからである。

本書の著者は、「農業論争」の「理論的実践的意義」についてそれがマルクス主義的社会主義の歴史にとって決定的な影響を及ぼしたことをあげる。つまり「農業理論と農業政策は単に修正主義またはボルシェヴィズムの潮流の形成の際に重要な役割を演じたのみならず」第一次大戦後「それらが同時にボルシェヴィズムがロシアで権力を奪取し、修正主義がヨーロッパの社会民主主義における正統的なマルクス主義を排除し得たことの前提をなした」故に「このインターナショナルな論争の理論的政治的成果」は「世界史的重要性を獲得した」(263頁)のであった。本書の課題もそのことを、すなわち元来は「ヨーロッパの工業的發展の産物であり、近代プロレタリアートの政治的社会的解放運動であった」前世紀の社会民主主義が、世紀末のヨーロッパにおける「農業危機」によって農業問題に「無関心たりえなくな」(XI頁)り、「農業論争」の具体的展開を通じて、いかに理論的思想的諸潮流が形成され、このような「理論的政治的成果」が生み出されるに至ったか、を明らかにしようとするものである。そしてこの場合に著者は、論争の展開に起動力を与えたものとして、社会民主主義においては、農業問題に関する理論と実践が「いかに反比例」し矛盾していたか、ということについて「具体的な例をとらして示そうとする」(XIV頁)のである。

ところで、エンゲルスの指摘によって社会民主主義にとって始めて「自覚」されることになるこのテーゼ——農民保護政策ないしそれを要求する「実践」と、農民の没落とプロレタリア化の必然性として農業関係にも貫徹するとされる資本主義発展に関するマルクス「理論」との矛盾——こそ、その問題点とそれが有する真の意義について、われわれが本書に依って、出来得る限り

において検討を加えるべき当のものだと考える。というのは、エンゲルスを始めとして論争の「修正派」「正統派」を問わず、また「農民革命」＝土地革命の組織化をもって労農同盟を実現したレーニンから、先に触れたごとく帝国主義の段階的規定を媒介にしてその「理論」の方を訂正し、もってただちに何らかの「農民保護」の必然性を肯定するわが国の論者に至るまで、マルクス主義ではこのテーゼはほとんど全くア・プリオリに前提されたうえで、農業問題に関する議論が展開されてきたといつてよい。そして「農業危機」のもとで、農民保護要求を実践的に推進しようとした G.V. フォルマルなどのいわゆる「改良主義的農政家」がそのテーゼを認めないかまたはそれにほとんど関心を払わなかったことのもつ意義に対しては理論家によっては十分な考慮が払われたことはかつてなかったのである。

このようにして、農業問題にアプローチする際のマルクス経済学における従来の方法的難点がある程度剔出され得、「農業論争」がいまだわれわれに残している課題が明確化されることになれば、本書を手がかりとしてこの論争を改めて問題とする現在の意義もおのずから明らかになるであろう。その点を最後に総括的に述べることにしたい。

- 1) "Die Agrarfrage in der Theorie und Praxis der deutschen und internationalen Sozialdemokratie, vom Marxismus zum Revisionismus und Bolshewismus" von Hays Georg Lehmann 1970 J.C.B.Mohr (Paul siebeck) Tübingen.
- 2) その代表的なものとして大内力『日本における農民層の分解』第一章、同『農業経済学序説』[64][65]及び渡辺寛『レーニンの農業理論』第一部Ⅱを参照せよ。

本書は、序論に続いて第一章未知の国——農村アジティションの政治的目的とイデオロギ的前提、第二章改良主義（「日和見主義」）——改良主義的農政と農業理論に対するその潜在的矛盾、第三章修正主義——理論と実践のジレンマの自覚形成、第四章教条主義——農業政策に対する農業理論の優

位、の四つの章と結論——農業問題の理論的実践的意義、から構成されている。まず論争の展開に促してわれわれなりに整理しつつ簡単に内容を追ってみることにしよう。

第一インターナショナルのバーゼル決議(1869年)は、小土地所有の永久化を説くプルードン主義をおさえて、資本主義の発展がもたらす土地所有の集中を前提として、単純化された「土地問題」の土地の社会的所有による解決を主張するマルクス主義的農業理論を認めた。だがそれが実践的に試練を受けるに至るのは、ようやくマルクス主義の「模範党」たるドイツ社会民主党(SPD)のハーレ党大会(1890年)における組織的農村アジティションの決議を契機としてであった。

社会主義者鎮圧法(1878~90年)は党に対して、イデオロギー的にはマルクス主義の受け入れを促進し急進化させた反面、戦術的には慎重さと自制を余儀なくし議会主義的アジティション(合法性)の活動を強化させたが、この農村アジティションの組織化を決議させ活発化せしめた動機も、農村における社会民主党支持票の増大をはかるということに他ならない。そしてその必要性と可能性は、都市の工業賃金プロレタリアートの支持による国会選挙の勝利をもって帝国最強の党へと地位を高め農村進出の足場を確保したこと、大都市に対して農村には社会民主党のために巨大な「選挙人貯水タンク」がなお存在すると思われたこと、さらに「農業危機」が激化した等々によっていっそう強められた。とりわけ、この優勢な「農業危機」の現象は、社会民主党に対して農村住民への関心を喚起した。「党は農業の苦境とその結果に対決することを状況に強いられ、19世紀末の〈農業の大波〉の渦中に入りこんだ。この農業事情は、マルクスが分析した資本主義の貧困化傾向が進展し、彼によって予言された農民階級の没落が目前にせまっていることを確信させた。農業危機はだから触媒のごとく作用した。つまりそれは、農村での成功の見込みあるアジティションに有利な条件をはじめて生みだしたのである。」(16頁)

エルフルト党大会(1891年)は、前大会が農村アジティションに関する戦

術上の新方針の樹立であったのに対し、その為の理論的ないし綱領的基礎固めの意味をもったのであり「エルフルト綱領」の採択がそれであった。カウツキーの執筆によるこの綱領の原則ないし理論部分は、資本主義的發展が、大経営と小経営との競争の結果として不可避免的に中産階級（小ブルジョア、農民）を絶滅しプロレタリア化するというもので、資本主義社会でのプロレタリア大衆の増大と貧困化、階級斗争の激化さらに経済過程における危機と不安定の増大を「予言」した。従ってこの「原則」ないし理論に特徴的なことは、農民階級を極めて近い将来のプロレタリアートとして規定することにより、農業問題が本質的にはむしろ労働者問題に還元されてしまったことである。ベルンシュタインが執筆した綱領の実践的部分にも経済的危機に陥っている農民を救助すべく何の提案もなされていなかった。かえってそのような農民層の絶望的状态において党はその理論の正当性にたいする実例を見たのである。かくて綱領に基づく熱心にして活気ある農村アジティションが組織的に実行されることになり、激化した農業危機（例えば1893年の特に南・中ドイツの農民を襲った春と夏の旱魃によるそれ）の影響下である程度の成功が見出された。この場合に党の立場からは理論と実践の一致は貫徹していた。というのは農民的所有者を、自然必然的に没落するゆえにすでにプロレタリアたるものとして啓蒙することは妥当であると看做されたからである。

だが、この農村アジティションはクライマックスと共に危機を迎えた。ケルン党大会（1893年）は同年実施された帝国議会選挙での結果が目標設定にはるかに及ばなかったことによって、農村での中央党・保守党の「反動」に対する戦いが完全に敗北に終わったことを認めざるを得なかった。その根本的な原因は何んであったか。それは、綱領が理論的にも実践的にも、困窮した農村住民を一般的にプロレタリアート（あるいは近い将来のそれ）であることを暗黙の前提にしていたのに反して、現実には当時工業がますます著しく農村へ移動した結果、そこには農民・工業プロレタリアート・農業労働者・手工業者・家内労働従事者等の「混合形態」という新しい労働者層が形成されてきていた点にある。なるほど一面ではこのような、土地もちの農業プロ

レタリアート・工場で片手間稼ぎをする小農・農場所有者の兄弟である日雇・家屋と耕地を所有する工業労働者等で構成される農村の複雑な社会構造は、社会民主党を誘惑して農業労働者ないしプロレタリアートに対するプロパガンダから殊更農民層に対するそれを区別する必要性を感じさせなかった。だが逆に党が労働者階級の利害をあくまで代表することは、農村住民の私的所有者としての農民的側面に対する利益擁護とはしばしば全く相容れ得ないことであった。例えば、社会民主党はそのプロレタリア的性格から当然のこととして、1879年導入、1887年に一段と引上げられた農業関税が食料騰貴によってプロレタリアートを中心とする一般の利益を特権の少数の利益の為に犠牲にするものとして、その撤廃を要求したが、このことが農民としての農村住民を怒らせ農村アジティションに逆効果をもたらしたのである。実際に、社会民主党が現に苦境に立つ農民を救出する手段を要求しないことは措くとしても、その「労働者党」としての実践的要求が同時に反農民的であったことにより、保守党や中央党は反社会主義的プロパガンダをより一層有利に展開することができたのであった。

中央党並びに保守党は社会民主党の農村アジティションに対して極めて鋭敏に反応し、ただちに予防手段をこうじた。中央党による「農民同盟」の創設もそれであるが、「農業者同盟」（1893年創立）は、反社会主義的及び反ユダヤ的プロパガンダによって、農業的利益が国民的利益と同一であることを主張し、「農村住民の大部分に、彼らが大地所有者と共通の利害を有し、農業関税は全農業に利益をもたらすことを納得させることにおいて驚くべき成果を達成した」。(55頁) このことによって「農業者同盟」は保守党を近代的大衆政党に脱皮させ、自ら労働組合と並ぶ帝国における最も勢力のある利益同盟に発展し、またそのプレッシャーは、「農業関税の撤去」により農業と工業の利益共同を決定的に崩壊させたカプリヴィのいわゆる「工業びいき」に対する反撃を成功させることになる。

農村アジティションの失敗をもたらした以上のような原因が、社会民主党においてははっきり意識されていたのではないし、またアジティションも実際

には完全に綱領の規定に従ったものというより、おうおうにプラグマチックで不明瞭性を免れてはいなかったが、その危機によって今や問題の複雑性を改めて検討すべく党内の気運は醸成されつつあった。(第一章)

従ってこの際にまず注目を浴びたのは G.V.フォルマールが、典型的な農民州であるバイエルンを舞台に展開した農村アジティションの目ざましい成功であった。フォルマールの人気は敵対者も静めることができず、実際に彼が個人的にアジテイトした選挙区における1893年帝国議会選挙の結果は目を見張らせるものがあり、また同年のバイエルン議会選挙では社会民主党は彼を含む五人の議席を獲得し、始めて州議会に登場した。

フォルマールは、既に1891年の「エルドラド演説」、1892年の「国家社会主義」に関する論文によって、その改良主義的ないし国家社会主義的傾向を党内でも問題にされてきたが、彼の農業政策はこの傾向をさらにはっきりと示すものであった。彼を中心とするバイエルン指導部は例えばエルフルト綱領に穀物貿易の国有化を掲げることを要求したが果たされなかった。また彼らは綱領の8時間標準労働日の提案を、バイエルンの農業家の場合には日に15～6時間も働かねばならないとの理由で拒否した。フォルマールの農村アジティションの特徴は、農業労働者ないしプロレタリアートに対するアジティションと農民層に対するそれとを混同するという普通の誤りを犯すことなく、対象を明確に「反動的」な私的所有者としての農民に限定し、彼らのメンタリティーと直接的要求をみずからのものとしたことにある。彼にあっては農民を怒らせない為にむしろ労働者階級の利害はおろそかにされたのであって、この場合には先の社会民主党における一般的アジティションとは逆に、親農民的であることが反労働者の性格をもつことになった。彼の農業政策は、資本主義の発展が農業小経営を破産に瀕させることを——農業危機のもとで——認めつつ、農民保護によってこの私的所有者を庇護し、現存する国家に社会的な秩序機能を担わせることを意図したのであって、これはもはやエルフルト綱領の規定を逸脱するものであった。にもかかわらずその点を曖昧にしたまま、フランクフルト党大会(1894年)はこのフォルマール農



政の改良主義的路線をほとんど全員一致で承認し、それに基づく農業綱領草案作成のために農業委員会を選出することになる。だがそれに至る迄にはさらに次のとき背景が存在した。

まず「古典的な小農経済の国」(エンゲルス)であるフランスのマルクス主義政党(P O F)は、特にジョレスの指導のもとに、マルセイユ大会(1892年)、ナント大会(1894年)によって既に農業綱領を有していたが、それは国会選挙における農村支持票の獲得を意図し農民的私的所有者の利害をほとんど無条件で代弁しようとするものであり、際立った改良主義的性格と労働者党における一種のブルードン主義の復活がその特徴であった。ドイツの党指導部にとっては、このフランスの党の農政は、例えばジョレスが穀物輸入の国有化を提案したすぐ後に、保守党のカニツ伯が「農業者同盟」の支持を得て、帝国議会にそれとほとんど同様な提案をした場合におけるごとく、はなはだ都合の悪いものであったが、他面ではそれはフォルマルの農民保護政策と相似していたから、いやがうえにも彼の党内における影響力を増大させることになったのである。

次に1893年帝国議会選挙後始めて開始された国家による中間層政策の展開——それはとりわけ農村住民の経済的狀態を改善しようとした——が社会民主党をしてその勢力増強のためには、農民の具体的欲求をますます真剣に考慮せざるを得なくせしめたことが重要であった。

こうしてフランクフルト大会の農業決議は、社会民主党の政策に新たな一章を開いた。「帝国議会選挙後の農村アジティションの危機以来、SPDは何をなすべきかをみずからに問うた。今やそれに解答が与えられた。その歴史において始めて、ドイツの党は労働者と消費者のみならず、また生産者としての私的所有者の階層つまり農民の為にも改革を要求することになったのである。」(112頁)ところでこの改良主義的な農業決議は、前述した綱領に基づく「プロレタリア的」農村アジティションが社会民主主義的イデオロギー(理論)と調和していたのに対し、明らかにそれと矛盾していた。なぜなら、その理論によれば、資本主義における農民の貧困化、プロレタリア化は

何人も阻止し得ない必然性であるにもかかわらず、この決議による実践は、土地の社会化を要求するのではなく、逆に農民の私的経営及びその所有を保護する目的を有するからである。だがマルクス主義政党における農業問題をめぐるこのような理論と実践との矛盾については、当初はドイツでもフランスでもなかなか「自覚」されるには到らなかった。(第二章)

その「自覚形成」の契機を与えたのは他ならぬエンゲルスの論文「フランスとドイツの農民問題」であった。エンゲルスは従来の組織的農村アジティションの推進においても軽視しえない影響を及ぼしていた。従ってフォルマルは、党大会では自説を補強するためにフランスの農業綱領運動を引き合いに出したにとどまらず、そのナント決議はエンゲルスも承認したという「消息」を流布させた程であった。エンゲルスはこの論文で主に、マルセイユ及びナントの農業綱領を問題として取上げたが、勿論フランクフルト大会で承認されたフォルマル路線に対する論難を企図していることも明白である。彼は、それらが理論的には農民層に没落の必然性を予告しながら、同時に実践的にはその所有の保護を約束するという矛盾に陥っていることを指摘することによって、ベーベル及びカウツキーに対するフォルマル及びその支持者、あるいは農業問題をめぐるマルクス主義対改良主義（「日和見主義」）との権力斗争の起爆剤となった。フォルマルは党内でバイエルンにおいてさえ激しく攻撃されそのポジションは著しく弱められた。だがこの間にもフォルマル支持者で構成される農業委員会は改良主義的農業綱領の草案作成の活動を継続していた。1895年新綱領草案が公表される前、委員会の一員であるE.ダヴィットは、資本主義の発展に関するマルクス理論は工業とは異なって農業には適用し得ぬことを主張する論文（「工業と農業の経済的相違」）を発表した。この論文は、彼が改良主義的農政が党内で勝利しうる理論的条件の確立を目差したものであり、マルクス理論の部分的修正によって、エンゲルスの指摘するとき改良主義的農政が有する理論と実践の「矛盾」を解決する試みに他ならなかった。この意味で、農業問題をめぐる論争は、後の特にペルシュタインによる「修正主義」のいわば助産婦となったのであ

る。カウツキーはマルクス主義の立場からこのダヴィット論文にただちに反論し（「農業における小経営の競争力」）、ここに「ノイエ・ツァイト」誌上において大経営と小経営の競争力いかにとうかたちで農民層分解に関する一連の議論が展開されることになる。

ブレスラウ党大会（1895年）は予想に違わず党綱領への農業委員会の提案を拒否した。この過程の「チーフ・イデオログ」たる（というのはエンゲルスが既に死んでいたのであるが）カウツキーは、修正主義の発生に驚愕し資本主義時代においては根本的にはいかなる農業綱領をも認められないものとした。彼はエルフルト綱領のイデオロギー（理論）に対する修正及びそれに代る他の理論的実践的方向は一切拒否し、その反面では綱領に基づく先に露呈したとき農村アジティションの危機の責任を、時期早尚論ないし農民の遅れた誤った意識に転嫁した。かくてカウツキーのイニシアティブのもとにこの党大会においてマルクス主義は絶対化されドグマティズムにまで高められることになるが、ここで無視してはならないことは、改良主義的農業委員会に対して激しく抵抗し、カウツキーに勝利をもたらした最大の要因が党構成員の動向であったという点である。従来から「指導者としての寡頭政治家」や「大物」ではなく、むしろこれら無名の「小物」党構成員によって党政策の方向はしばしば決定的な影響を受けた。ブレスラウ党大会でも、親農民的党政策家が農民的私的所有を認容し、その保護のためにあれこれ要求する党綱領の作成を目論んだ時、彼らは、プロレタリアートとしてのこの「小物」党構成員の階級的感情つまり社会民主党労働者の反農民的階級的エゴイズムと衝突しそれに破れ去ったのである。

ブレスラウ大会以後は、混乱の中である程度以前のエルフルト綱領に基づく組織的農村アジティションの復活が見られ、またフォルマールらの改良主義的農政家によって、バイエルンを基盤として党大会の原則決定に対する「反乱」が試みられつつも、両者共にたいした成果を上げ得ず、むしろ次第に農村アジティションは困難に陥入り、党全体としても農業問題に対する実践的関心を急速に失っていくことになる。農業政策が党にとって重要性を喪

失したことは、既に1896年の党大会が1890年以後始めてそれを単に副次的に取扱ったに過ぎなかった点に端的に示されよう。農業問題に対する党の姿勢にこのような変化をもたらした原因としては、明らかに、ドイツを中心にヨーロッパ農業の経済的状态が90年代の半ばから好転し、国家的農業保護の具体化も手伝って農業危機の状态を脱しつつあったことが第一に上げられる。こうして、社会民主党は「その間に、エルフルト綱領によってはさしあたり農民大衆を獲得し得ないことを自覚したので、〈原則〉を阻害するつもりがないとすれば、成功の見込ある農業政策はあえて延期したままにして置く」(269頁)ということになった。カウツキーの『農業問題』(1899年)に代表されるごときこのドグマティズムの立場は改良主義的農政の立場に代って、ひとりドイツのみならずやや遅れて20世紀に入ってフランスその他でも世界的に確固たる地位を占めることになり、しかもそのことは第一次大戦に至るまで変わることがなかったのである。レーニンのボルシェビキとは対蹠的に第二インターナショナル主流は、農業問題に対するこの無為無策によって、国会選挙において都市工業プロレタリアはともかく農村住民についてはほとんどその支持を獲得し得ず、従って保守的、ブルジョア諸党の農村支配を打破できず、結局みずからの議会主義路線の破綻へと帰結したと言わねばならない。(第三、四章)

## 二

以上が本書に依ってみたマルクス主義の「農業論争」とその背景のアウトラインであるが、さらに検討を深める為にそこでの特徴的な事実を次のごとく整理しつつ、問題として取上げるべき諸点をあらかじめ提示して置きたい。

(1) ドイツ社会民主党における農業問題をめぐる二つの実践的主張であった「改良主義的農政」および「プロレタリア農政」は、いずれも「農業危機」のもとで始めて農村アジティションとしてその実際的な活動が展開され、それゆえ農業の「危機」からの脱出と共にその現実的意義をほとんど失ってし

まったことを既にわれわれはみた。このことによって両農政の実践的主張の根拠が「農業危機」と密接に関連していることは十分明らかであり、従ってその関連を断ち切ったうえで、それらに対して何らかの評価を下すことが全く不可能なことは自明であるが、この点を踏まえて「改良主義的農政」が主張する「農民保護」の実際的な意義が解明されなければならない。

(2) 「農業論争」の具体的な展開が示すように、まずエンゲルスが改良主義的農民保護政策における「理論」と「実践」の矛盾を批判し、ダヴィットは「理論」の「修正」によってこの矛盾を克服することを試み、それに対してカウツキーはあくまで「理論」を擁護する立場に立ちエンゲルスに従って「正統派」を形成したのである。この場合に後二者の農業問題をめぐる「修正主義論争」が、「農業危機」のもとでフォルマルらによって実践的に提起された現実の農業問題にとっては、いかなる関連と意味を有するものかが確定されるべきであるが、その為には、前提としてこの論争の枠組みを設定したといえるエンゲルスの「改良主義的農政」に対する批判の限界が明らかにされていないなければならない。

(3) 「農業論争」の本質的意味は、われわれが先に示したその背景と関連させてみれば明らかなように、少なくとも「農業危機」のもとでの農民層と労働者階級との間における激しい利害対立の問題に帰結すると言える。そしてこの論争ないし実践的方向づけが党内ではカウツキーによる「教条主義」の勝利に終わったことは、次のことを意味するだろう。つまり一度は党大会で親農民的立場が支配的地位を占めたことから考えても分かるように、マルクス主義ないしその政党が客観的には農業問題をめぐる両者のこの利害対立の解決を要請され、またその達成の可否によってのみ資本主義の克服と新しい体制確立の担い手としての真価が問われていたにも拘らず、実際には単に労働者階級のエゴイズムの貫徹にみずからの立場を限定してしまい、結局その農業政策におけるジグザグが示すように袋小路からの脱出口を見出せず、農業問題として解決の方向を打ち出すことに完全に失敗したことである。ところで本書の著者は他方ではエンゲルスの農業政策に対する提言はカウツキー

の「教条主義」とは本質的に異なり、農民と労働者との「革命的」同盟をもってこの袋小路からの脱出口を明確に指示したものであるとして評価し、それはパルヴスさらにレーニンに受け継がれたゆえに、マルクス主義は19世紀末「農業論争」をへることによって、資本主義に不可避的な農業問題を解決する理論的実践的可能性を獲得し得た、と主張している。農業問題におけるこのようなエンゲルス評価については、われわれは疑問を持つものであるが、この農民と労働者の「革命的」同盟の構想の欠陥を検討するためにはあらかじめこの時期のドイツにおける農民と労働者の現実的対立関係の根拠や本質について解明する努力が払われねばならないであろう。われわれはだいたい上述のような三つの課題を設定し順次その解明に入ることにする。

まず(1)について。農業委員会がブレスラウ党大会で提案した綱領草案において、「改良主義的農政家」による農民保護政策の具体的内容を総括的にみることができ、著者はそれをおおよそ次のごとく解説している。

①工業及び農業に関する公共の高等職業学校並びに実用的な研究所の創設。これは、従来の普通・義務教育に制限されていた社会民主党の教育政策を変更することなく、それを補足したに過ぎない。②税制改革。つまり、収益をもたらす客体又は所有権価値（例えば耕地、未耕地、営業所）に対して課されるすべての対物税、収益税の廃止。これは私的所有者を庇護しようとするものだから、社会民主党の原則には反する。さらにこの要求は累進性をも顧慮していなかったから、対物税のこの無制限な廃止は確かに小農及び都市住民の土地所有者に対して財政的負担を軽減するものであるが、反面では大土地所有者（地租）と工業家（営業税）にとっても極めて有利なことである。もしこれが実施されれば、当然大農、ユンカー、企業家、資本家等の要するに社会民主党の最大の敵対者たちが実際の受益者となり、それによる財政資金の不足額は広範な人民の費用で償われなければならないことになる。③グーツヘルシャフトに由来する封建制の法律的経済的残滓の除去。この主目的は、特に東エルベにおけるユンカーの事実上の封建的支配階級としての支配力を打破することであった。④国会による監視のもとでの国有地の保護と

増大。草地、森林、耕地等の市町村所有地に対する重要視は、ゲルマン的な村落共産主義が存在し、そのマルク共同体が市町村共用地においてなお保存されている、という当時の一般的な意見に由来するものであった。そして、森林、河川のごとき重要性の高度なもの、および事実上の市町村有地（用益権の領域）である組合所有地、さらにその売却が団体、慈善施設、協会等によって禁止されている「死手」に所属する地所の国有化による国有地の増大は、それに対する先買権を有する市町村にとって有利であった。⑤国有地の利用に対する規制。④国有地は、政府機関により国营として管理されるか⑥農業労働者と小農民の組合に貸し付けられるべきものとされた。この主張は事実上ゴータ綱領批判でマルクスが否定したラサールの生産協同組合の要求と同じであった。④、⑤、⑥のごとき国家的、市町村的ないし共同体的経営が「合理的」なものとは実証されない場合には、国有地は自立した農民に貸付けられるべきものとされた。だがこの要求は、綱領草案作成者が国家的又は共同体的大経営の長所に疑問をもち、私的な「自立経営」に優位を与える場合にのみ主張され得ることだから、社会民主党の原則と背馳する。つまりその綱領の原則部分では小経営に対して救助の見こみない「没落」を予言しているのに、草案のこの主張は、国家ないし団体による大経営に対する私的個別経営の競争可能性、あるいは優越性さえも暗示しているのである。⑥組合と市町村の為の目的を制限された公債発行。この国家的手段は明確にいわゆる「土地改良信用」に限定されていたのであって、その制度では土地改良を実施する土地所有者に（しかもその大小には関係なく）有利であった。それはまたたしかに農業労働者ないし小農民の組合にとっても有益であったが、かれらにはむしろ「建築物ないし経営信用」が必要とされていた。さらにまた、農場にとって必要な輸送路、ダム、堤防の建設、補修の為に必要なすべての費用の国家負担が要求された。これも、例えば農村の交通路の拡充は市場を拡大させることになるから、穀物、家畜を販売し輸送する大経営にとって特に有利であった。ようするにここでの要求は、全納税者の犠牲において農業に特権を与え、都市と工業に不利益をもたらすことになる。⑦土地抵当

権の国有化。これは草案の核心部分といえるが、資本主義社会においてその範囲を問わず私的土地所有者を庇護するものである。利子の引下げによって、負債に苦しむ小百姓も破滅に瀕するユンカーや大地主も同様に利益を得る。それはまた銀行のような債権者にも有利である。結局政府は彼らの救済の為に費用を納税者に転嫁することになるのである。⑧「動産及び不動産」に対する国家的保険。それは「保険をかけうるすべての経営部門」にまで拡大されるべきものとされた。ここで草案はようするに、私的所有を単に支援するのみならずそれを国家的に保証しようとする意図さえ示したのであって、しかもその点では全く無制限であった。そしてこの場合にもやはり農業があらためて優遇された。というのは国家は「破壊的な自然現象」に対しては特に慈悲深い保護者たるべきことが要求されたが、気象の激変こそなんといっても農業を脅かしたからである。⑨すべての市町村構成員が平等に行使用しうる地役権の保護と強化。山村役権、放牧権等は大抵は古い特権の残滓であった。先に見たごとく草案はグーツヘルシャフトの封建的残滓の除去を要求した一方で、ここでは以前の農奴が有した収益権の保護を主張したわけである。(153～8頁)

著者は以上の綱領草案について、特に④～⑧を引き合いに出して、次のように性格づけている。「国家へのこれらの要求は……社会主義者の耳には不愉快に響くに違いない。というのは今まで中傷されていた労働搾取国家ないし階級国家がここでは、慈悲深い中立的な調停者の役割をもつべきものとして光り輝いているのである。国家所有地、国家経済、国家賃貸借、公債、国家抵当権、国家保険——現存する国家が何んでもかんでも保護し救済すべきである、とされている。ラサールの場合には国家補助は＜賃金鉄則＞を破壊し、社会問題の解決に役立つべきものとされたが、この草案においては、国家の機能は現存する経済秩序をひたすら保護すべきものに他ならない。……草案の＜国家社会主義＞は事実上現存する資本主義を防衛し、党によって戦われているはずの支配的な所有関係ならびに階級関係に逆にセメントを塗るていのものであった。」(157頁)さらに著者は草案の「緒言」がその精神を



もっとも明瞭に告白しているとして、それを検討している。つまり、「緒言」によれば、綱領草案の実践的政治的要求は、現存する国家及び社会秩序の枠内で、1 帝国、領邦、市町村におけるすべての公的組織の民主化、2 労働階級の社会状態の改善、3 工業、農業、商業、交通における状況改善、の三点を実現目標に置いている。だが第一点は、当時の立憲君主制こそ「民主化」の障害をなしていたのだから「現存する国家及び社会秩序の枠内で」それが実現される、というのは形容矛盾である。また第二点は、ブルジョア民主的な社会改良派の綱領と一致する。ここではプロレタリアートのみでなく、すべての「労働階級」つまり農民、手工業者、商人、官吏、従業員等がその利害を擁護されるべきだとされているが、そうだとすれば、社会民主党はもはや階級政党ではなく人民政党となってしまうだろう。第三点は空言に過ぎない。このいいまわしは、党はもはや従来のように資本主義を除去すべきではなく、それを改善すべきだという解釈をさえ、許すことになる。(159頁)

われわれはこの農業綱領草案の特徴として、それが④特的に農民の利害のみを代表するというよりもむしろ大農、ユンカー等の資本家的農業経営、地主階級などを含めたいわば一般的な農業利害を代表するものとなっている点、⑤また総じて都市ないし工業に対して農村ないし農業の利益を代弁している点、あるいは⑥封建性に対する矛盾した立場(前述の⑨を参照せよ)等を指摘しうる。④は農民利害といってもそれを特的に農業全体の利害から切離すことが困難であり、またそもそも農民といってもその概念は著しく不明確ならざるを得ないという農業構造の特殊性を示すものといってよい。⑤はこの時期における農業と工業の対立的関係の存在を示す。(④、⑤についてはわれわれは後にまた触れる。)⑥は封建的ないし共同体的関係の分解を促進する商品経済の浸透に対する農村住民の抵抗を示す興味ある事実である。しかしここでわれわれが第一に確認して置きたい点は、著者も強調している綱領草案の「国家社会主義的傾向」<sup>1)</sup>が、いかなる意味をもつかということである。つまり、国家を「中立的な調停者」いわば第三者として、それに対して、しかも国家社会主義的傾向をもって、農民ないし農業に対する保護

を要請するということは、とりもなおさず、この時期の「農業危機」の一面を示す以外のなにものでもないといっているのではなかろうか。保守党のカニツ伯が「農業者同盟」の支持を得て1894～7年にかけて繰り返し国会で提案した穀物輸入専売案の場合についてもそうであるが、このような国家による農業関係ないし経済過程への介入の全面化が実際には実現されなかった——その根拠も問題となるが——ことはともかくとして、それが「農業危機」と密接不可分の関連において主張され要請されたことは、農業危機の危機たるいうなればドイツ国家社会の体制的危機の一面を客観的に指示するものといえるのである。その意味で世紀末の少くともドイツの「農業危機」の性格ないし意義の把握の為には単に経済的過程の分析に留まることは勿論できないし、またこの場合に農業に対する国家保護が問題になるとしても、その性格を具体的に論じないならば、ほとんど意味をもたないのである。このことが「改良主義的農政家」の農民保護要求がもつ、われわれにとっての意義である。

- 1) 農業委員会による綱領草案は、ドイツ帝国の農業構造が地域的にもかなり相違し非常に複雑だったので委員会メンバーが、四グループに分かれ地理的な観点にたって形式的に区分された担当区域の事情を考慮しつつ第一次案を練り上げ、それらを委員会がまとめ上げたもので、文字どおり妥協の産物であった。従ってダヴィットとフォルマルによって作成された南ドイツ地域の綱領草案は、農業委員会の提案とも、北ないし他のドイツ地域の案ともかなり異なっており、この「国家社会主義的傾向」は更に強烈であった。例えば、そこでは、需要と供給の法則に従う市場の為の自由な農産物生産に対して、国家の管理・認可、独占による需給計画がとって代わるべきだとされた。(160頁)

### 三

次に(2)について。以上に見たとき「改良主義的農政家」による農民保護要求に対するマルクス主義理論家たち——ここでは特にエンゲルス、ダヴィット、カウツキーに限る——の対応あるいは批判の限界すなわちマルクス主義理論の農業問題に対する方法的難点とは何かを次に探ることにする。

著者によれば、草案が有する自己矛盾は、エルフルト綱領の原則ないし理論部分（これは何ら変更されなかった）とそこで新しく主張された実践的部

分とを比較すれば直ちに歴然とする。つまり、後者は前者に形式的には従っていながら、実際にはそれと矛盾し独自の方向を目差している。原則的部分におけるイデオロギー（理論）は、現存する社会秩序に根柢から反対しており、あるいは資本主義に対してその破産を宣告し、この社会での大衆の不可避免的な貧困化を予言しているにもかかわらず、先に述べたごとく新しい「緒言」では、現存する国家ないし社会を民主化し改善する意図が明白にされているのである。実践的な諸要求は従来は社会民主主義の最終目標の為の手段に過ぎなかったが、それは今では、民主的社会的改革の自己目的として現われた。論難された労働搾取国家は強化され慈悲深い仲介者として職務を遂行すべきものとされた。理論は私的所有を現代の痼病として弾劾し、すべての生産力の社会化を要求する。新たに提案された実践的部分は、それに反して単に＜没落しつつある＞農民的小所有者のみならず土地所有者を一般的に庇護しようとする。イデオロギーはプロレタリアートのみの歴史的使命について語るのに、草案の政治的要求はその任務をすべての労働階級に担わせている。かくて「これらの例によって、草案が陥った理論と政策（実践）との矛盾は十分に暴露されている。言いかえれば、〔草案による〕綱領の改訂は既にその原則部分における理論と訣別したのであり、そして改良主義的实践と調和したのである。」(160頁)

確かに、綱領草案ないし改良主義的農政家の農民保護に関する主張は、エルフルト綱領の原則と背馳し矛盾するものである。また彼らがこの原則に表現される党の理論を公然と放棄することなくまた論難することもなく、自分らの政策のみ明確に主張したことは「問題性が解決されるよりもむしろ隠蔽される」という著者の指摘も正しい。だが問題はそう単純ではないであろう。というのは、エンゲルスが「フランスとドイツの農民問題」で指摘するような、「農民の分割地所有はくすくいがたく没落の運命にある」と自分で言いながら、この所有をくたもつ<sup>1)</sup>ことを社会主義の任務とする改良主義的農政家の主張は、われわれが当時の「農業危機」を前提にして考える限り、それ自体として矛盾しているとは必ずしも言えないのではないだろうか。経済

過程にあって「没落の運命にある」農民を国家という政治過程が全面的に介入して保護ないし救助するという政治と経済の特有な関係が「農業危機」のもとで要請され主張されたこと自体は、それを実践的には、肯定するにせよ否定するにせよむしろその歴史的必然性において解明されなければならない理論の対象をなすと言えるのであって、とすれば、始めからそのような関係は矛盾するものとして存在し得ないとするエンゲルスのごとき理論的立場こそが逆に問題にされねばならない。つまり、「農民保護」を要求する農業綱領が孕む理論と実践の「矛盾」を始めて明確に指摘してカウツキーの党大会における勝利の道を切り開いたエンゲルスにあっては、「大土地所有者と小農は、どちらも同じように没落を目前に見ている」<sup>2)</sup>というように「農業危機」の事態を承知しながら、それは結局、資本主義のいわゆる純粋化傾向をさらに一段と促進するに過ぎないものと考えられていた。換言すれば、イギリスの19世紀中葉のいわゆる自由主義段階における産業資本の支配のもとでの資本主義的発展と農民層分解の関連を——しかもそれは世界市場におけるイギリス資本主義の支配的地位を当然にも前提とする——それとして限定せず、多少の偏倚は蒙りながらも19世紀末のしかもドイツにおいても貫徹する傾向として、彼は一般化しているのであって、そのようなア・プリオリな前提に立つ限り、農民層の商品経済による分解に対して国家が阻止したり保護したりすることは不可能であり問題にもなり得ないことは当然である。だがわれわれは、この時期のドイツが既に、むしろ産業資本によってではなく組織的独占体としての金融資本の支配的成立によって資本主義の確立発展を実現しつつあったことを知っている。従って少くともこのことと関連して、農民層の商品経済的分解による急速な没落に対して国家の全面的な介入が要請されるという「農業危機」の経済的・政治的諸現象は、歴史的に必然的な過程として理論的に分析されなければならないことになるのである。

このように「改良主義的農政家」の政治的見解はエルフルト綱領の理論的実践的方向と完全に抵触するものであったとはいえ、それ自体として矛盾するものではなく、むしろ当時の「農業危機」という現実過程に対する鋭敏な

反応であり、その一面を身をもって示すものであったとすれば、エンゲルスのそれに対する理論家としての対応は、決して正鵠を得たものとは言えず、実践的立場からのせっかくの問題提起を無に帰するものに他ならなかったといわねばならない。そして主にダヴィットとカウツキー、あるいは修正派の、マルクス主義農業理論をめぐる議論の無内容さの根拠も、つまりは、両者共にこのようなエンゲルスの限界を一步でも打破する志向性をもっていなかったことに帰せられよう。農業問題に関するこのいわば修正主義論争では、議論はエンゲルスが設定した農民保護要求における理論と実践の「矛盾」という枠組のなかでそれを容認した上で展開されたに過ぎず、従って農業における大経営と小経営との競争力といったマルクス理論の一般的ないし原理的命題に関する修正か擁護かが前面に浮かび上がり、特殊的歴史的であるとはいえずともここでの農業問題の出発点であり前提であるはずの「農業危機」に関してはその視界からはほとんど没し去ってしまったのであるが、本書の著者レーマン氏は、フォルマルらの実践的な「改良主義的農政」とこの農業理論をめぐる論争（特にダヴィットについて）との関連と相違点を比較検討しているの、われわれの課題にとって有益な素材を提供している。

それによれば①改良主義は実践的政治的運動であった。それはプラグマティズムであり現存する事実と調和することによって、社会民主主義が直面した課題を達成することを試みた。社会民主主義では各国の農業綱領ないしその草案は、国際的に互いに似通っていたが、このことは個々の党がマルクス主義の共通な政治理論をもつということではなく、それらが、直接的に農村住民の現実的な要求と欲求を汲み上げたことに由来する。「永続的な農業危機の影響のもとで、農民は全ヨーロッパにおいて国家に請願し救いを求めた。彼らは特に、自分の所有地の保証を要求した。〈農民保護〉と〈国家社会主義〉は従って国際的に、社会民主主義における改良主義的農政の核心点をなした」(171頁)。これに対し『ノイエ・ツァイト』誌上における農業論争は、理論的学問的論争であって、それに対しては、イデオロギーに関心をもつ僅かの党同志が参加したにすぎない。これは勿論農業政策と密接に関連し

ている。つまり、農政家ダヴィットは農業委員会における激しい争いの中で、学問的レベルに立たない夢想家として嘲弄されたために、改良主義的農政が党内に貫徹することを阻害しているイデオロギー（理論）的抵抗を打破する目的で、社会民主党の学説を理論的に攻撃したのである。②改良主義は社会民主主義的マルクス主義に実際は違反していたが、それにもかかわらず、その原則を意識的または故意には否定しなかったのであって、例えばフォルマルは、従来どおりに、またのちまで頑固に農民の没落が差し迫ったことを語った。改良主義的農政の場合にはドイツではラサールニズムの傾向、フランスではブルドン主義の傾向が際立ったが、両党において何人も正統的な学説を公然と疑ったり拒絶するものはなかった。ダヴィットが初めて、マルクス農業理論を全面的にしかも意識的に破棄した。彼は事実を確認しそれを理論と対決させたが、後のベルンシュタインのごとく正統的学説を一般的ではなく、農業問題に関してのみ否定した。大または小経営のいずれが勝っているかという問題に対する解答が、党イデオロギーの正当性の可否に判決を下すものであったから、論争は農業における経営問題に関して尖鋭化した。ダヴィットは、小経営が大経営に対して競争可能性をもつことを主張することによって、その逆のことを前提する社会化の不可欠条件を否定し、社会民主党における「最終目的」の不合理性を論証しようとした。③フォルマルは実践家の典型であり、イデオロギー論争には決して参加せずそれに対する関心をもたなかった。彼にあって農業綱領に対する原則的疑念が何らの重要性もなかったというのは、彼が、そもそも綱領とは絶対的なものでなく、状況の変化に応じていつでも修正可能な相対的なものでしかなく、さもないれば必然的に教条化するかボケてしまうと考えていたからである。ダヴィットはそれと異なり、理論的な関心をも有していたのであって「マルクス主義」をフォルマルらのようには決して認めず、マルクス主義の階級的立場やプロレタリア的階級斗争は問題外である、とした。④改良主義は農村大衆を支持者ないし選挙人として獲得すべき政治的目的を追求したが、ダヴィットはそれに対して、第一に党綱領の修正を考慮してマルクス農業理論を正すとい

う理論的意図をもっていた。つまり彼は改良主義的農政に役立つそれと適合的な理論を提供しようとしたのである。(171~4頁)

ようするにダヴィットにとっては、マルクス農業理論の修正が改良主義的農政の理論的基礎づけの為に必要と考えられたが、彼のこの弁護論は、ちょうどエンゲルスの農業綱領批判が的を得たものでなかったと同じく、実践家たちにとってはむしろどうでもよいものだったのである。著者がダヴィット理論の欠陥を次のように指摘するのは正しいであろう。すなわち、ダヴィットの理論的モデル設定は、農業における生産条件の多様性を考えれば、最初からいかがわしいものであった。彼は、労働や資本をしかるべく評価せず、自然と土地の役割を過大視した上で「自己労働」の長所について語ったが、これはいずれにせよ意味をなさない。彼は、農民の経済性についてはともかくその経営の収益性を問題にしなかったし、農業小経営の生存(生活)可能性と競争可能性の区別も曖昧であった。またそもそも市場向けではなく家族の為に生産する限り農民はその競争可能性を証明しえないことを無視していたし、あるいは「自己消費」を小経営の長所として賞賛するとしても、彼は近代分業社会の経済的欲望を見落していた。「農業に関するダヴィットのイデオロギー的観念は、南ドイツの農業綱領草案の現実<sup>3)</sup>ばなれした要求に密接に関連していた。」(167頁)従ってまたわれわれは彼の農業理論の致命的欠陥として「農業危機」の歴史的現実性が考慮されていない点を補足しなければならない。

そしてこの致命的欠陥においてはカウツキーも同然であった。彼はエンゲルスを理論的指針としてダヴィットに反対して論陣を張ったが、この「農業危機」ないしドイツ農業のこの時期の歴史的特殊性を問題にするには余りにもマルクス理論を原則的に擁護することばかりに専念していた。著者も指摘するようにダヴィットと異なり「カウツキーは国民経済的諸関係を明瞭に洞察した。だがかれは今なお、耕作特に穀物栽培を決定的なものとみなした。小農民は農業危機と海外穀物競争の影響のもとで、広範囲にわたって畜産、野菜及び果樹栽培に転換<sup>4)</sup>したにもかかわらず、にである。」(167頁)

かくしてこの農業論争の主流をなしたダヴィットとカウツキーとの議論で

は、農業問題は「農業危機」とほとんど分離され、大経営と小経営との競争力いかん、ないし農民層分解に関するマルクス理論の正当性の問題へと矮小化されることになる。

従ってもしわが国の論者が、「農業危機」及び国家社会主義的傾向をもつ改良主義的農政家の実践の問題提起を無視ないし軽視する点ではドイツ社会民主党の理論家たちと同一次元にたつて、マルクス主義にとって農業問題の核心は、この時期における農民層分野のそれ以前に対する変質の歴史的必然性を解明することだとし、資本主義自身にとってもこの農民層分解の「中農標準化傾向」こそ農業問題として体制的根本的問題をなすとするならば、このような農業理論が有する欠陥には本質的なものがあるといわねばならない。なる程この理論によれば、ダヴィットの大経営に対する小経営の競争可能性に関する事実の指摘は正しいが、その理論的裏付けは根本的に間違っており、また他方カウツキーは特殊性を原則に解消する無理を犯すものとして、この論争の止場はいわゆる帝国主義段階における金融資本の支配・確立を媒介とすることによって達成され得る、ということになる。しかし、この場合にも、われわれが先にみたごとくこの時期の「農業問題」にとって本来的な課題といわざるを得ない「農業危機」の明確な歴史的意義づけについては、「農業論争」における同じくその圏外に放置されたままか、あるいはせいぜい帝国主義段階の農業問題なるものへと解消ないし一般化されて考察されるかに過ぎないのである。<sup>5)</sup>

1) マルクス、エンゲルス『ゴータ綱領批判、エルフルト綱領批判』国民文庫版132頁

2) 同 122頁

3) 「二」の注1)を参照せよ。

4) 著者はこの点に関して次のごとく具体的な統計数字を上げている。「＜ドイツ農業会議＞の調査によれば、農産物の総収入〔の各割合〕は帝国では次のとおりであった。すなわち、穀物＝26.4％、他の耕作物、特にじゃがいもとテンサイ＝16.3、家畜飼育＝40.6、副業＝8.9、森林収益＝1.1、ぶどう栽培＝0.4、その他＝6.3、農民地帯では畜産による総収益〔の割合〕はなお高い。つまりSchleswig-Holstein＝64.3、Oldenburg＝63.5、Wutternberg＝55.8 Hannover. Westfalen. Phein land. Hessen-Nassau＝45.8～58.7」(167～8頁)



- 5) 例えば大内力氏は次のごとくいわれる。「……いずれにせよ＜中農標準化傾向＞というのが、帝国主義段階の農業にとって不可避のものであることが明らかになるであろう。……ところでこういう逆転現象こそ資本主義にとってはきわめて大きな問題を投げかけるものであった。いわゆる農業問題の発生がそれである。農業問題とは何かということは抽象的にはいろいろ議論できようが、さしあたりわれわれは、農業という場面にあらわれる資本主義の矛盾であり、資本主義のなかでは解決しえないものというふうにそれを理解しておこう。」(『農業経済学序説』259～260頁)

#### 四

最後に(3)について。著者は、カウツキーのドグマティズムが農民保護を一般的に拒絶して党の「農業実践」を袋小路に追い込んだのに対して、エンゲルスは「改良主義的農政」を非妥協的に批判しつつも、他方では権力獲得の手段としての新たな農業政策及び農村アジティションの方向を打ち出したとして、農業問題を処する姿勢における両者の根本的な相違を截然と区別している。すなわちエンゲルスは決してあらゆる農民保護に対して一般的に反対であるというわけではなかった。単に農民的所有者を個別的に保護し維持しようとする「日和見主義的ないし改良主義的」なそれを否定したに過ぎない。彼は「小農層に対するわれわれの立場はどういうものか。そして国家権力がわれわれの手中に入った場合には、われわれは小農をいかに取扱うべきか」と設問して、それに対して第一に、党は没落しつつある小農民の経済的破産を「促進すべき」何らの理由ももたない、第二に、党は社会主義的な権力獲得のあかつきにも小農の所有物を暴力的に没収することを意図しない、最終目標は、実例と必要な援助を通じて小農における私的経営と私的所有を協同組合的なものへ移行させることだ、と解答している。だからエンゲルスは相変わらず、農村アジティションの模範を土地の社会化要求に見ているのであって、小農民は社会主義社会ではその土地を集中し、大経営として共同的に経営されるべきだというのである。社会主義国家は、この協同組合的大経営に対してなら、新しい土地の分配、工業的副業の機会提供、利子の引下げのもとでの抵当権の国有化、機械の貸与等の特別な便宜を提供しようとして、彼は共同所有の長所によって小農民を社会民主主義に従わせることは可

能だと信じたのである。しかしエンゲルスは、この協同組合的経営への移行が、社会主義社会に置いて初めて実現されるべきものかまたは資本主義社会に置いてそれが可能なのか、を明示しなかった為に、一般的には前者だとする解釈がなされてきた。だが彼が資本主義的生産様式と小農民に対するその作用について問題にしている事実からすれば、その解釈は必ずしも正しいものではない——と著者は指摘する。(131頁参照)

実際にエンゲルスは次のようにいうのである。かんじんなことは、小農民的所有及び経営を協同組合的な所有及び経営に転化させることによってのみ彼らの家屋と畑の所有を救い維持しうることを、農民に納得させることである。個人所有に基く個人経営こそ農民を没落に追いやる当のものである。まちがいなくその古くさくなった生産様式は資本主義的大経営によっておしのけられる。だからわれわれは「農民に彼ら自身で大経営を——だが資本家の勘定ではなく彼ら自身の共同の勘定で——とりいれる可能性を提供する。これが彼ら自身の利益になりまたそれが彼らの唯一の救済手段であることを農民にわからせることははたしてできない相談だろうか<sup>1)</sup>」。そしてさらに彼は「小農に対する資本家と大土地所有者の戦い」において「公権力」がどちらにつくかは「つねに重大な相違であろう」として「われわれはもちろん断固として小農のがわに立つのである」という。その理由は次のとおり。

「彼の運命をよりしのびやすくするために、彼にその決心がつけば協同組合へ移行することを容易にしてやるために、いやそれどころか、彼にその決心がまだつかないなら、その分割農地のうえで長期間とっくりと思案できるようにしてやるために、われわれはやってかまわないことならなんでもしてやるだろう。われわれがそうするのは、自分ではたらく小農をわれわれの潜在的な味方と見ているからだけではなく、また直接に党の利益のためでもある。われわれのおかげでプロレタリアートのなかへ現実におちこまずにすんで、農民のままですでにわれわれの味方に獲得できる農民の数がふえればふえるほど、社会の改造はそれだけすみやかに、それだけ容易におこなわれるようになる。資本主義的生産があらゆるところでその最後の帰結にまで発展していくし、最後の小手工業者や最後の小農とが資本主義的大経営のいけにえになるまで、われわれがこの改造をまたなければならぬのだったら、どうにもならない。この意味で、農民のために公共の財源からなされる物質的な犠牲は、資本主義経済の立場か

らは捨て金にしか思えないかもしれないが、それでもりっぱな投資なのである。なぜなら、それは、おそらく10倍もの額を全体としての社会改造の費用から節約するからである。だから、この意味でわれわれは農民を非常に寛大な態度でとりあつかうことができる。いまここでは、こまかい点にたちいり、この方向で確定的な提案をすることは適当でない。ここでは一般的な要点を問題にできるだけである。」(132頁<sup>2)</sup>)

著者はエンゲルスの主張する社会民主党がとるべき農民政策におけるこのような原則的立場を「マルクス主義的農民保護」と規定しその意義を、プロレタリアートの権力をめぐる斗争の中に農民を正しく位置づけ、農民と労働者との革命的同盟の必要性を初めて明確にしたと評価する。このことはそれによってマルクス主義が特にヨーロッパ以外の諸国においてマルクス、レーニン主義の名において知られるような闘争力の強化を実現したのであるから極めて重大である。農業政策におけるマルクス主義的立場とは、階級的立場に固執するものでなければならず、農民保護の目的も政治的権力の獲得にあるのであって農民の経済自体の保護にあるのではなかったというのである。

われわれもまた著者のこの指摘のごとくエンゲルスとカウツキーの農業問題に対する立場の相違を重視しなければならない。なぜなら既にみたようにカウツキーの農民保護に対する一般的な拒否は、それが理論的な体裁をとっていても実質的にはプロレタリアートの特殊利害を代表するものとなっていたのであって、彼の立場はいわば農民層と労働者階級との激しい利害対立の内部に埋没する傾向をもっていた。それに対し、エンゲルスの場合は、この農民層と労働者階級との同盟の必要性和可能性が主張されているのである。彼はそのことを明らかに社会主義という新たな社会の創造を展望しつつ権力獲得の手段として位置づけたのであって、農業の資本主義化についての理論的確認については同一でありながら、政策論的にはそのような「革命的」方策をほとんどとり得なかったカウツキーに対しては、マルクス主義的には彼の立場は一応正しいと言えるであろう。だがドイツ社会民主党の内部ではパルヴスを除いては何ら反響を見出さなかったといわれる(267頁)このエンゲルスの「労農同盟」なる実践的提言の根本的欠陥は、まさにカウツキーが身をもって体現している「農業危機」のもとでの農民と労働者との利害対立の根

拠を理論的に把握した上で、このような特殊な対立関係を止揚するものとして、主張されているのではないところにある。

つまりエンゲルスはこの時期のドイツ資本主義における階級諸関係を、基本的傾向としては資本家階級と労働者階級との対立関係及びその貫徹としての「小農にたいする資本家と大土地所有者の戦い」において把握し、それを前提した上で政策的提言を行なったのであって、小農層と労働者階級の対立などということは問題とならなかった。だが第一に現実的には両者の厳しい対立関係が他ならぬ社会民主党の農村アジティションをリトマス紙にして露呈した。また第二にエンゲルスは周知のように小農を範疇的に確定し、他人労働を搾取する中・大農、または大土地所有とはその利害や階級的地位を根本的に相違するものとしたが、このことも政治過程からみれば簡単な問題ではなかった。フォルマール、ジョレスらの改良主義的農政家の主張は、確かに小農民的立場を代表せんとするものであったが、それが例えば穀物貿易の国有化という点では保守党のカニツ伯と一致したこと、「二」で見たごとく「改良主義」的「農業綱領」において、「農民保護」といってもそれはむしろ農業全体の「保護」に傾斜する傾向をもったこと等に端的に示されるように、または、本来主にユンカーの利益団体である「農業者同盟」が農民ないし農村住民の組織化に圧倒的に成功したことからも窺えるように、小農民の利害ないし農民問題はユンカー等を含めた農業全体の利害ないし農業問題に対して、少なくともこの時期では、単純に対立関係にあるとはいえず、むしろ同一利害をも有する新たな関係を形成しつつあったものといわなければならない。エンゲルスも「大土地所有者と小農は、どちらも同じように没落を目前に見ている。そして、彼らはどちらも土地所有者で農村住民であるところから、大土地所有者が小農の利益の先進闘士の役目を買って出、そして小農は——だいたいにおいて——この先進闘士を承認している」ことを認めつつも、「農民のおしかけ友人たる大地主の羊の皮のしたにある狼の姿」とか「没落の運命にある農民」に対する「偽りの保護者」などと小農民と大地主、農業企業家との対立的関係を強調するのである。さらに第三に、労働者

階級の金融資本の成立に対応する変質が問題となる。革命を未来に展望しつつもそれとは直接に関係ないみずからの改良主義的要求を貫徹して止まない社会民主党に組織化されたプロレタリアートの存在は、後にレーニンの『帝国主義論』で「資本主義の寄生性と腐朽」と関連して論じられ、第一次大戦の勃発に対する態度をめぐって第二インターナショナルを崩壊に導いたカウツキー主義の別名に他ならない改良主義と排外主義の物質的根拠を形成する一因とされた。レーニンのいわゆる「このブルジョア化した労働者あるいは<労働貴族>の層」の典型的な存在は勿論20世紀に入ってからのもに属するだろうが、われわれが問題としているこの時期にも、すでに資本主義は資本家階級と労働者階級の産業資本的対立関係を、中小企業や農民層の収奪関係を前提とする金融的独占資本の成立によって、ある程度否定しながら、新たな関係へと変質せしめつつあったのである。カウツキーのドグマティズムは農業問題に関してはこうした「資本家階級の労働者手代」(レーニン)たる労働者層ないし党员大衆の反農民的または反農業的利害のイデオロギー的一面を反映するものであったことが注意されねばならないだろう。この意味ではマルクス主義の農業理論はカウツキーにおいては勿論、エンゲルスのごとき「労農同盟論」の場合にもその前提として、一種の自己批判を要するものであったといわなければならない。最後に第四に、各々自己の内部にこのような新たな関係を内包しつつ工業と農業、あるいは鉄工業を主軸とする金融資本とユンカー等の農業勢力とが、やはり厳しい対立関係をこの時期に展開していた。既に〔一〕でもみたように、カプリビィの「工業びいき」つまり工業家たちの圧力と労働者階級の生活費の軽減を要求する左翼政党の勢力増大のもとで実施された90年代における穀物関税の引下げと、それに対するユンカー層の熾烈な反対運動がそのことを歴然としめている。要するにエンゲルスは資本主義の帝国主義段階への移行に伴う階級諸関係の新たな特殊な再編成を自己の理論に組み込んだうえで政策的主張をしたのではなかったのである。

そのことと関連して彼の「公権力」の農業政策に対する性格規定についても明らかに不明瞭さがあった。「小農にたいする資本家と土地所有者の斗い」

において公権力はいずれにか、現実的にはだいたいもっぱら後者に荷担しているという単純なものでは決してなかったのである。著者は、国家が農民保護政策を実施することになる具体的経過を次のように述べている。つまり、従来は国家は社会民主党の農村アジティションに対する対策を、主に諸政党、教会、諸団体及び農村住民などの社会的諸勢力に任せっぱなしにしてきた。＜ノイエ・クルス＞の内政は明瞭に労働者保護をスローガンとする社会政策を目標にしていた。しかし1893年の帝国議会選挙の結果が、政府は工業労働者を社会民主党の影響から切離し得なかったことを示したので、ウィルヘルム二世は失望してこの社会政策を見捨て、「革命」に対する立法措置の推挙に耳を傾けることになった。「宗教、風俗、秩序」の為の彼の斗争宣言の主な理由は打破しがたいSPDの勢力台頭であった。SPDは帝国議会選挙で自己の地位を維持したのみならず、従来は関係なかった新しい民衆の間に伝染し始めたのである。外国における無政府主義者の策動が社会民主党に対する闘いの為の口実を与え、フランスとイタリアの特例法がその模範となった。さらにこれに、国内の敵をより一層危険視させたフランス、ロシア協商（1892年）（ドイツにとっては、両戦線からはさみうちZweifrontendruckの激化）が加わる。同時に社会的関心は、労働者政策から中層＝農民政策に移った。社会民主主義的農村アジティションの部分的成功、農民のもとでの政治的騒擾、そして「農業者同盟」の扇動によって、帝国政府は農村における自己の地位を失わない為には、農業政策上のイニシアティブを展開せざるを得なくなった。政府は同時に今までの関税政策と社会政策に激しく反対していた不平不満のユンカーを宥めようとした。＜地主＞の利益政策を拒絶した帝国宰相カプリビィは罷免された。新しい農業政策の実例として、プロイセンを見してみる。「農業会議」は1894年5月に農村土地所有者及び国内農業の保持と強化に役立ちうる措置について論じた。6月には「農業会議所に関する法律」が可決されたが、それは半官的な「Landesökonomie-kollegium」——この団体は、社会民主主義的アジティションに効果的に對抗しうる為の合法的な農業団体の設立を主張していた——の発議にもとづい

ていた。ウィルヘルム二世は「農業の為に何かが行なわれるように」枢密院の「特別会議」を召集した。この Kollegium は 1895 年 5 月に農村における信用組合の促進を推薦した。1893 年以来的の中層政策の転轍手の一人である財務大臣ミーケルは数多くの税制上及び農業上の改革を実現し、なかんずく「プロイセン協同組合金庫」を創設した。ウィルヘルム二世は「農業問題」の重大性をもって労働者政策の休止を弁解したのであった。(101~3頁) この「プロイセン協同組合金庫」は実質的には中央政府の主に小農に対する財政資金融通機関であった。以上に見られるようにエンゲルスの指摘とは異なっていて国家ないし公権力は関税保護の強化や政府資金の融通等によってここではユンカーないし小農の「味方」をしているのであって、それは自己の存続の為に不可避免的なことだったのである。そしてこのことはまさにこの時期、「農業危機」が政治過程の焦点を形成する要因であったことを示している。

19 世紀末葉においてヨーロッパ農業は「農業危機」のショックを受けた——と著者はいう。それには互いに補完する二つの原因があった。ひとつは内生的要因——農業構造の永続的危機を呼び起こした「工業革命」の進展、他のひとつは外的要因——世界市場の価格形成、である。たとえヨーロッパの国々が外国の競争を緩和するために自由貿易から保護関税へ移行したとしても、資本主義と市場経済の原則は、絶え間なく農村につき進んだ。農業人口のかかなりの部分が根絶され、プロレタリア化した。農村は工業のための「労働貯水タンク」と化したのである。(XI頁)

要するに 19 世紀末特に 90 年代前半のドイツにおいて顕著に現われたごとき農業と工業の経済的対立関係——農民と労働者の利害対立はその一環をなすに過ぎないだろう——は国家として政治的に解決せざるを得ない体制的問題をなしたのであるが、その困難性は、まさにこの対立関係のひとつの本質的根拠をなす「農業危機」が「内的原因」のみならず「外的原因」をもっていたことから容易に推測されるであろう。世界市場構造およびそこにおけるドイツの位置を少くともひとつの根本的要因として惹き起こされたドイツ国内

のこのような経済的分裂をいわば一国資本主義的に解決することは全く弥縫策に留まるだろうし、またこれが国家による経済への介入の全面化の傾向をもたらすことは当然である。そしてわれわれにとって最終的に問題なのは、エンゲルスがこうした農業問題を処理するうえでの資本主義自体のかかる困難性をみずからのものとなし得なかったことである。彼はこのことによって社会主義が解決すべき本来の農業問題を問題として設定しえなかったのであって、彼のいわゆる「労農同盟論」なるむしろいわゆる自由主義段階にこそ適合的だと思われる政策的主張が、ドイツ社会民主党内部で全く無力であったことの根拠も根本的にはそこにあるといえよう。

ところでわが国の論者による「労農同盟論」の構想が、エンゲルスのそれと酷似したものであることはなほだ興味深い。なぜなら、前者は帝国主義段階論をもって後者の農業理論を批判しその限界を克服しているはずだからである。例えば渡辺寛氏はいう。「農民層の分解、消滅という事態が支配的な傾向としては存在しない以上、農民保護を主張することは、プロレタリアートの党が目標とする社会の発展や階級斗争の促進とは矛盾しないであろう。この場合の農民保護は、守旧的な勢力や修正派の一部の勢力の如く、農民保護それ自体を自己目的とするていものではなく、社会主義達成のための勢力結集のモメントの一つとしての意義を附与されることを前提とすることは、いうまでもない。」<sup>3)</sup>氏のエンゲルスとは違う点は、金融資本の農民に対する収奪による対立関係を指摘していることが主で、その他の点、つまり農民保護の費用は社会主義革命を促進する立場にたてば問題たりえない等についてはほとんど同じである。このことは何を意味するか。それはわが国の論者が、エンゲルスと同じく、農業問題を問題として明確に把握しえていないことを意味する以外の何ものでもない。農業問題を一般的に農民層分解の帝国主義段階における「逆転」に解消してしまうならば、その解決の為の「労農同盟論」がエンゲルスのいわば自由主義段階的なそれと一致してしまうのは当然であった。というのは、エンゲルスにあっても、「資本主義的生産があらゆるところでその最後の帰結にまで発展しつくし、最後の小手工業者と



最後の小農とが資本主義的大経営のいけにえになるまで、われわれがこの改造をまたなければならないのだったらどうにもならない」からである。つまり「農民層の分解、消滅という事態が支配的な傾向として存在」しようがしまいが、権力獲得の為に「農民保護」を前提とする渡辺氏のような「労農同盟論」は構想しうるのである。だがこれが19世紀末の「農業危機」としてあらわれた農業問題を解決するものとしてはほとんど意味をもたないことは既に述べたことから明らかであろう。

- 1) マルクス、エンゲルス『ゴーク綱領批判・エルフルト綱領批判』前掲142頁
- 2) 同 143頁
- 3) 渡辺寛『レーニンの農業理論』57頁

## 五

19世紀末葉のドイツにおいては、金融資本の成立過程および「農業危機」下にあつて「資本主義の下に農業と工業とを国家的に統一するという経済的にはかかる国民国家にとってほとんど不可能なる問題が政治的には絶対的に必要なものになって来た<sup>1)</sup>」のであつた。農業保護関税や農民保護政策などはかかる政治的課題の具体化であり、ユンカー、農民等の政治化した農業勢力による農業保護のための国家介入の全面化要求に答えたものに他ならなかった。「農業危機」として農業問題は特に90年代の前半政治の焦点をなし体制を揺がす程の難問をなしたのである。従つてドイツ社会民主党も農業問題を避けて通ることはできなかったわけであり、実質的には工業に対して小農民の利害とともに農業の利害を代弁するといつてよいフォルマルの国家社会主義的傾向を有する農民保護政策がマルクス主義農業理論に混乱をもたらし、いわゆる「農業論争」を惹起させることになる。だが90年代の後半から20世紀の第一次大戦に至るまでのいわゆる帝国主義段階の典型的な時期にあつては、農業部門は「危機」から脱却し、むしろ地域的階層的な差違はのこしながらもむしろ好景気に見舞われていたのであつて、農業と工業の対立関係を資本主義の下に「経済的」に解決することが「ほとんど不可能」とは言え

ないような事態が生みだされていた。確かに20世紀に入ってさらにいっそう農業保護関税は強化されたが、それもみずから世界市場に規定的影響力をもつ高度な生産力を実現しつつ工業関税とダンピング輸出のもとで独占的利潤を獲得する重工業ないし金融資本にとってはヒルファーディングもいうように「たいした意義をもたなかった」<sup>2)</sup>のであり、19世紀末のごとき関税問題をめぐる農工対立といった政治的不安定状態はほぼ解消していた。あるいは農業保護関税は1894年以後、「同一性証明」の廃止によって性格を変じ、単なる保護から攻撃的機能をもつに至ったことも注目されなければならない。また農民保護政策を代表する「プロイセン協同組合金庫」についても、1895年の設立当初は全額政府出資であったが「それでも協同組合の余裕資金を預かり、のちには協同組合も出資者として参加してくる」のであって、それは「何といっても主として協同組合の補完機関であり、その全国中央金庫として機能した」。そして「そういう中央機関の設立と活動を国家が支援したにすぎない」<sup>3)</sup>のであった。さらに砂糖輸出補助金制度の撤廃を国際的に協定した1902年におけるブラッセル砂糖協定の締結（ドイツはイギリスと共にその重要な当事者であった）も、農業保護における国家ないし政府が果たす役割の消極化ないし質的变化を示す好例であろう。従って19世紀末から20世紀初頭にかけて、「農業危機」は「経済過程の自立的な運動をつうじて解消しえた」<sup>4)</sup>というのも言い過ぎであるとしても、この時期における「中農標準化傾向」により「農業問題も資本主義の存続するかぎり拡大、深化する問題」となったとして、それ故社会主義勢力に対抗する意味をもって「農業保護政策は帝国主義段階に特殊な社会政策の一環となる」<sup>5)</sup>というふうに一般化することには大きな問題がある。この帝国主義段階の典型的時期には「農業危機」下におけるような農業保護の為の国家介入の全面化を主張する農業勢力も存在せず、逆に上述のごとく国家の役割は経済的に限定されたものとなり、社会民主党も農民獲得にはむしろ無関心になる程であったが、そのことは、かつて「農業危機」のもとで農工対立としてあらわれ体制を揺がす程の問題をなした農業問題が工業部面における独占的利潤に背後から支えられた農業保護関

税や農民経営の協同組合的組織化等（これらが農業生産力の発展にとってきわめて促進的に作用したことも無視できない）によって「経済的」にほぼ解決しえたことを意味するのである。（この解決は対外関係において新たな矛盾つまり帝国主義的対立関係の激化の一因を生み出すことは強調されるべきであるが。）このことは勿論この時期におけるドイツの世界市場における地位が組織的独占体としての金融資本の確立によってそれ以前とは異なったものとなったことと関連している。そしてまさにわれわれは、こうしたドイツにおける資本主義の農業問題処理を前提にしてこそ、帝国主義としての資本主義の段階的典型的規定も初めて可能となり、それは、農工関係に種々なる特殊性を示す各国資本主義に対する分析「基準」を与えるものといえるのであるが、また「農業危機」としての農業問題が有する資本主義にとっての歴史の意味もそれによって始めて確定しうるのである。実際に第一次大戦以後に再び惹起した世界的またドイツの「農業危機」は農業ないし農民保護の為の国家の介入の仕方において、19世紀末ないし20世紀初頭とは本質的に異なったがしかしまた前者とはある程度共通した展開も示し、実際にその全面化を実現するものとなった。例えば、19世紀末の「農業危機」下で執拗に主張されたが実現しなかったカニツ伯の穀物貿易の国有化案はその要旨が1933年ナチスによって実施され、第二次大戦後もドイツ連邦共和国において維持された、といわれる。またワイマール共和国は、「プロイセン協同組合金庫」とはその機能が本質的に異なる「ドイツレンテン銀行金融公庫」を1925年に設立したが、その機関は、實際上、当時農業の単純再生産をもほとんど不可能にしていた過重負債を整理する為に助政資金ないしアメリカからの外資を融通する中央政府の機関にほかならなかった。政策金融の成立である。このことはいうまでもなく、農業問題が19世紀末のごとく再びしかしはるかに深刻に体制を危機たらしめる問題として、立ち現れたことを示しているのである。ここにおいてはその危機の根本的原因が一面では大戦前のいわゆる古典的帝国主義段階の世界市場におけるドイツの地位の根柢的な崩壊によるものとすれば、そのような地位がなお未確立であった19世紀末におけると同じく、

しかしそれよりもさらに激烈なかたちで「資本主義の下に農業と工業とを国家的に統一するという経済的にはかかる国民国家にとってほとんど不可能なる問題が政治的には絶対的に必要なるものになって来た」のである。そしてそのことは必然的に問題を国際化し、大戦後世界政治の従ってまた世界経済の規定的モメントをなすことになるのであった。

以上に一瞥したように、また先にも述べたようにドイツ資本主義にとっての、従ってまたマルクス主義農業理論がその解決を要求された農業問題とは、「農業危機」としてあらわれた体制的危機に他ならず、「危機」か否かの判定は、単なる経済的な分析によるのではなく、政治的過程特に国家権力の経済過程への介入の仕方において客観的に指示され得るものであった。この意味からすれば、特にフォルマルらの「改良主義的農政家」の「政治的見解」は、エルフルト綱領の理論的実践的方向と完全に抵触するものであったとはいえ、あるいはむしろそれ故に、それ自体は「いわゆる客観的分析には到底期待し得ないような断面を切開するものであって科学的にも極めて重要な意義を有していた<sup>8)</sup>」と言わねばならない。ところがマルクス主義の理論家たちは、エンゲルスの農業綱領批判においてもまたやや後の「農業論争」においても、フォルマルの国家介入の全面化による「農民保護」の要求を、「農業危機」との関連で「科学的にも極めて重要な意義を有」しているものとして検討の対象とすることは遂になかったのである。「農業論争」は主に「農業危機」や実践的要求とはほとんど切断された観念的なモデル設定のなかで、マルクス農業理論の当否を穿さくしたに過ぎず、その意義は本質的にはむしろ当時の一般的な農工対立内での農民と労働者の対立関係をイデオロギー的に反映したに留まる<sup>9)</sup>。そしてこの無内容な「農業論争」における農民層分解論を帝国主義段階論をもって止揚しようとするわが国の論者も、「改良主義的農業政策」をほとんど問題とすることなく、また農業問題は「農業危機」とは分離しえない関係にあることを曖昧にし、「農業問題とは何かということは抽象的にはいろいろ議論できよう<sup>10)</sup>」といいつつ、それを「中農標準化傾向」なる帝国主義段階一般の問題に解消してしまうのである。かかる立

場にたつ論者の「労農同盟論」なるものが、エンゲルスのそれがむしろ自由主義段階に適するものに解消されたのに対応して、帝国主義段階の一般的な問題として主張されたことは、両者が共に、皮肉にも資本主義が農業問題を一応解決したまさにその時点でマルクス主義による農業問題解決の構想を打ち出したことを意味する。だがドイツがいわば一国資本主義的には解決しえないというのが農業問題ないし「農業危機」の本来的性格をなしたのであって、資本主義のかかる困難性を社会主義的にいかに解決しうるのかがマルクス主義農業理論につきつけられた実際の課題であったはずである。われわれはそれに答える為には、資本主義の歴史的限界を露呈したものに他ならないこの農業問題を世界資本主義が現在に至るまでにいかなる方策をもって解決しようとして来たか、その結果さらにいかなる問題を生みだしたか、を具体的に分析する以外にはないと考えるが、そのことと関連させて、特殊ロシアの色合いを帯びる「労農同盟論」についても、改めて検討を加えなければならないであろう。

**結論**——マルクス主義の「農業論争」における方法的難点は、その主流が「農業危機」ないしその政治的表現であったフォルマルらの農民保護要求を、論争の本質的契機として取り込め得なかったことにある。かかる見地からすれば当然、「農業論争」は「修正主義論争」のごとく直接的に帝国主義論の確立によってではなく、それを前提にはするが、19世紀末の「農業危機」の歴史的意義づけをもってのみ克服され止揚されるべきものであった。(実はパルヴスの長大な論文「世界市場と農業危機」はこの点に関連して画期的な意義を有するが、その詳しい検討は機会を改めなければならない。)勿論農民層分解論は修正主義論争の側面からみればまたは経済学研究の最終目標が階級的諸関係の分析にあることからすれば、特に重要であるが、それも農業問題という個有の課題に関していえばやはり「農業危機」と分離して、一般的に帝国主義段階の現象として論じることが意味をなさない。マルクス経済学における農業問題把握をこのように「農業危機」として限定付けてこそ、20世紀初頭におけるドイツ資本主義の金融資本的支配による農業問題処

理と従ってまた第一次大戦後におけるその破綻つまり現代資本主義が解決不能な問題として抱え込んでいる農業問題の発生とをその歴史的意義において真に解明しうるであろう。

- 1) 宇野弘蔵『増補農業問題序論』49頁
- 2) ヒルファーディング『金融資本論』下岡崎次郎訳59頁
- 3) 斎藤仁『農業金融の構造』124頁
- 4) 大内力氏は「強力な」農業保護政策の展開の一例として、砂糖にたいする輸出補助金の制度を上げるのであるが（『農業経済学序説』263頁）これが1902年に撤廃されたことには触れられておらない。われわれはいわゆる世紀交替期における世界糖業の「新秩序」（Gerd May “Zucker” S. 63）の形成（その世界政治における表現が、1902年のブラッセル砂糖協定に他ならない）に注目しなければならないが、それは大内力氏の想定と異なって少くともドイツではこの時期に農業保護政策があまり「強力な」展開を示さなかったことを意味するものであろう。
- 5) 馬場宏二『アメリカ農業問題の発生』4頁
- 6) 大内力『農業経済学序説』265頁
- 7) 斎藤仁 前掲 123頁
- 8) 宇野 前掲 14頁
- 9) とはいえ、カウツキーの『農業問題』がそれ自体として種々興味する理論上の問題は提起したことは絶対に軽視しえない。われわれはパルヴスの農業理論（『世界市場と農業恐慌』等）と共にそれを十分に検討しなければならない。
- 10) 大内 前掲 260頁